

第四十三回港湾環境整備負担金部会

令和五年十二月六日（水）

於 オンライン会議

一 開 会

二 諮問事項の審議

・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

—— 学 識 経 験 者 ——

(公社) 日本港湾協会 理事長 大 脇 崇

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押 田 佳 子

—— 港 湾 ・ 海 上 公 園 関 係 者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴 岡 純 一

東京倉庫協会会長 山 崎 元 裕 (欠席)

(一社) 日本船主協会 企画部長 中 村 憲 吾

東京港湾労働組合連合会 執行委員長 山 田 敏 也 (欠席)

—— 関 係 行 政 機 関 の 職 員 ——

関東地方整備局長 藤 卷 浩 之 (代理)

関東運輸局長 勝 山 潔 (代理)

東京海上保安部長 木 下 敏 和 (代理)

—— 東 京 都 職 員 ——

港湾経営部長 野 平 雄 一 郎

監理担当課長 升 田 修 輔

海上公園課長 石 橋 健 治

企画担当課長 石 渡 靖 士

開 会 （午前十時五十七分）

○石渡企画担当課長 それでは、委員の皆様、全員おそろいでございますので、ただいまから第四十三回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の石渡が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速でございますけれども、最初に、定数について御報告申し上げます。

本日は、九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして七名の委員が出席されております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、部会の進行に関する御案内及び配付資料の確認をさせていただきます。

まず、御発言をなさる場合を除きまして、マイク音声はオフにさせていただきますようお願い申し上げます。御発言の際には、マイク音声

をオンにして御発言願います。カメラは、開会中はオンにした状態をお願いいたします。

続いて、事前に送付させていただいております配付資料の御確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

次に、港湾環境整備負担金部会委員名簿でございます。

次に、諮問書の写しでございます。

次に、資料一といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二は、「負担対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三は、「今後の手続について」でございます。

それでは、以降の進行を部会長にお任せしたいと存じます。お願いします。

○大脇部会長 おはようございます。改めまして、大脇でございます。

早速ですけれども、議事を進めさせていただきます。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指

定(案)

○大脇部会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきたいと思います。

既に都知事より、港湾審議会に対して、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について諮問をいただいております、先ほどの資料確認で諮問書の写しを御確認いただいたところであります。

まずは、この諮問事項につきまして説明を受けたいと思います。事務局の方、御説明をお願いいたします。

○野平港湾経営部長 港湾経営部長の野平でございます。私から御説明をさせていただきますと思います。着座にて失礼いたします。

それでは、まず、資料一を御覧いただきたいと存じます。諮問事項、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。こちらの資料は、知事が港湾環境整備負担金に係る負担対象工事を指定する際に必要な事項を工事の種類ごとに整理した表でございます。本日は、表に記載されている各工事を、今年度の負担金徴収に係る負担対象工事とすることについて御審議いただきましたたく存じます。詳細は後ほど御説明申し上げます。

続きまして、資料二を御覧ください。港湾環

境整備負担金制度の概要につきまして御説明させていただきます。

(一) 制度の趣旨でございますが、この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区または港湾区域内におきまして、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様方に、港湾管理者が行う港湾環境の整備または保全のための工事費用の一部につきまして御負担をいただくものでございます。東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度より御負担をいただいているところでございます。

(二) 負担対象事業者でございますが、臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場、例えば、倉庫、上屋、事業所等のことを指しますが、その敷地面積の合計が一万平方米以上以上の事業者の皆様方が対象となります。

(三) 負担対象工事でございますが、港湾環境整備施設、具体的には緑地のことを指しておりますが、その建設・改良工事、緑地の維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

(四) 負担金の計算方法でございます。負担金の計算方法につきましては、東京都港湾環境

整備負担金条例第四条に規定しております。具体的には、資料に記載のとおり、工事に要した費用に工事の種類や公園の種別に応じて定めた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。

負担割合及び負担区域の詳細につきましては、それぞれ次ページ以降で御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。工事ごとに設定しております負担割合につきまして御説明させていただきます。

まず、陸域に関する工事、具体的には、緑地の建設改良工事等の負担割合につきましては、上段の表の欄外に記載のとおり、工事対象の公園の機能や目的、臨港地区内事業者の利用状況等に応じて種別化し、他港の状況等を勘案して、実施する工事の種別ごとに負担率を設定しております。公園ごとの具体的な負担割合は表のとおりでございます。

なお、晴海ふ頭公園につきましては、令和三年度は休園しておりましたが、令和四年度中に再開園したため、今年度の負担金の算定から再び対象としております。

また、水面清掃工事の負担割合は五分の一と

しております。

三ページを御覧ください。次に、東京港の港湾区域及び臨港地区のエリア等について御説明させていただきます。

図の右下に凡例を示させていただいておりますが、黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。こちらの港湾区域内で実施した水面清掃が、水域に係る負担対象工事となります。

また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。こちらの臨港地区内の青色で表示しております①から⑨までの九公園で実施いたします緑地の建設改良工事等が負担対象工事となります。

次に、各工事の内容につきまして御説明させていただきます。

四ページを御覧ください。初めに、緑地の建設改良工事の概要につきまして御説明いたします。

令和四年度に実施いたしました負担対象工事は、城南島海浜公園整備工事ほか三件で、これらの設計工事に要した費用は合計で二千六百八十四万余円、各公園の機能等に応じて設定した負担割合等に乗じて算出いたしました結果、負担額は二百四十六万余円となっております。

各工事の詳細は次ページ以降で説明させていただきます。

五ページを御覧ください。城南島海浜公園におきまして、老朽化したトイレを福祉のまちづくり条例に適合するよう、オストメイト対応設備を設置するための設計等を行いました。

六ページを御覧ください。同じく、城南島海浜公園内の別のトイレにおきまして洋式化工事を行いました。

七ページを御覧ください。晴海ふ頭公園におきまして、自転車利用の増加に対応するため駐輪場を整備いたしました。

八ページを御覧ください。品川北ふ頭公園では、老朽化したトイレ棟の改修を行い、洋式トイレ及びバリアフリートイレを設置いたしました。

九ページを御覧ください。暁ふ頭公園では、老朽化したトイレ棟を改築するための地質調査及び基本実施設計を実施いたしました。

続きまして、十ページを御覧ください。緑地の維持工事の概要につきまして御説明いたします。

令和四年度におきましては、城南島海浜公園ほか八公園におきまして、清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象の工事に要した費用は、合計で一億一千五十四万

余円となっております。これに、各公園の機能等に応じて設定した負担割合等に乗じて算出したしました結果、負担額は一千八百四万余円となっております。

十一ページには、維持工事の実施状況の写真を掲載しております。

続きまして、十二ページを御覧ください。水面清掃工事の概要につきまして御説明いたします。

令和四年度におきましては、東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用は二億三千六百八十三万余円、負担割合等に乗じて算出した負担額は一千五百三十一万余円となっております。

最後に、十三ページを御覧ください。これまで説明いたしました各工事の費用と負担額をまとめた表をお示ししております。

上段の表の合計欄の右側にお示したとおり、令和五年度の負担金総額は三千五百八十二万余円となっております。前年度の負担金三千五百二十八万余円に対し、五十四万余円の増となっております。

なお、負担対象事業者数は七十五社で、前年度と変更ございません。

一社当たりの平均額でございますが、四十

七・七万円となっており、前年度と比べまして
○・七万円の増となっております。

以上が、令和五年度の港湾環境整備負担金の
概要となります。

資料三を御覧ください。今後の手続について
御説明いたします。

本日の部会で原案をお認めいただきましたら、年明けの一月中に負担対象工事の指定につ
きまして、冒頭、御紹介させていただきました
資料一、別紙に記載の内容により告示を行った
上で、納付書を事業者の皆様方に送付いたしま
して、三月末までに負担金を納付していただく
スケジュール感で進めさせていただきたいと
存じます。

また、大脇部会長から、次回の第百二回東京
都港湾審議会におきまして、本日の審議結果を
御報告していただくこととしたいと考えてお
ります。

諮問事項に関する説明は以上でございます。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大脇部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から諮問事項につきまして
説明を受けましたけれども、部会の委員の皆様
から御意見等ございましたら、画面上に表示
されております手のひらマークを押してい
たくように願います。順番に指名させてい

ただきたいと思えます。

よろしゅうございますか。

それでは、特に御発言もないようですので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案どおりとする旨、決議いたしたいと存じますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大脇部会長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

部会長の私から答申書を野平港湾経営部長にお渡しいたしますけれども、準備の都合がございます。しばらくお待ちください。

それでは、答申書をお渡しいたします。

本日、諮問のあった負担対象工事の指定については、原案を適当と認める。

令和五年十二月六日。

東京都港湾審議会会長、内藤忠顕。

(答申書手交)

○大脇部会長 それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。委員の皆様におかれましては、円滑なる進行に御協力いただきましてありがとうございます。

本日の審議経過及び審議結果でございますが、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基

づき、次回開催となります第百二回港湾審議会において、私から報告をさせていただきます。

その際の報告では、事務局案のとおり、資料一、資料二を使用することといたしますので、御了承をお願いしたいと存じます。

それでは、閉会に当たりまして、事務局から御挨拶を申し上げたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○野平港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会に御出席いただき、御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいま、諮問事項につきまして、原案を適当とするとの答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の皆様方の御理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○大脇部会長 野平部長、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○石渡企画担当課長 大脇部会長、円滑な議事進行につきまして、どうもありがとうございます。ありがとうございました。

本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局のホームページに掲載する予定でございます。

また、先ほど部会長より御案内がありましたとおり、本日の審議につきましては、第百二回東京都港湾審議会における報告事項となります。審議会に関する日程、議事内容につきましては、決まり次第、別途御案内させていただきますと存じます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ恐縮でございますけれども、審議会への出席について、よろしくお願い申し上げます。

以上、事務局からの連絡事項でございます。

○大脇部会長 それでは、これをもちまして、第四十三回港湾環境整備負担金部会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 （午前十一時十五分）

— 了 —